

# 令和6年度 集団指導（福祉系在宅サービス事業）

## 実地検査の実施状況等について

### ～通所介護～

東京都福祉局 指導監査部  
指導第一課 在宅サービス検査担当

## 実地検査の実施状況等について

### ① 検査の概要

在宅サービス事業（福祉系）には、「訪問介護」、「通所介護」、「訪問入浴介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」などの事業があります。

在宅サービス事業に対する実地検査権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づいて実地検査を実施しています。

都の実地検査は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地検査の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

## ② 主な文書指摘事項

### 指摘の具体事項例

#### ➤ 勤務体制を確保すること。

○勤務体制については、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしなければならないが、明確になっていない。

(居宅条例第103条第1項、居宅要領第3-6-3(2)①)

#### ➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。

○生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が適正に配置されていない。

(居宅条例第99条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅規則第17条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅施行要領第3-6-1(1)③・④・⑤・⑥・⑦)

➤ 運営規程の内容と実際のサービス内容を一致させること。

○運営規程に記載されているサービス提供時間帯以外に、サービス提供を行っている。

(居宅条例第102条第3号、居宅施行要領第3-6-3(1)①)

➤ 通所介護計画を適切に作成すること。

○通所介護の回数及び所要時間が居宅サービス計画に沿っていない。

○通所介護計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない。

○通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付していない。

(居宅条例第107条第1項・第2項・第3項、居宅施行要領第3-6-3(5)②・③・④)

➤ 非常災害対策を徹底すること。

○非常災害に関する具体的な計画の策定、定期的な避難、救出訓練その他必要な訓練が実施されていない。

(条例第110条第1項、居宅施行要領第3-6-3(7)①)

➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること。

○利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

(居宅条例第112条(準用第34条第3項)、居宅施行要領第3-6-3(11)(準用第3-1-3(25) ③))

➤ 事故が発生した場合は、速やかに区市町村に連絡を行うこと。

○事故が発生した場合は、速やかに区市町村への連絡を行うとともに、事故の再発防止等の必要な措置を講じること。

(居宅条例第110条の3第1項、居宅施行要領第3-6-3(9))

➤ 変更した事項について速やかに届出を行うこと。

○厚生労働省令で定める事項に変更があったにもかかわらず、その旨を都道府県知事に届け出していない。

(介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条第1項第6号)

➤ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を適切に算定すること。

- 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50未満であるにもかかわらず、算定していた。  
(告示第19号別表の6の二の注、告示第95号の23の口の(1)、老企第36号第二の7の(26))

➤ 個別機能訓練加算（Ⅰ）口を適切に算定すること。

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置の要件を満たしていないにもかかわらず、算定していた。  
(告示第19号別表6の注13、告示第95号の16の口の(1)、老企第36号第二の7の(13))

**【根拠法令等】**

\* 介護保険法

= 平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

\* 介護保険法施行規則

= 平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

\* 老企第36号

= 平成12年3月1日老企第36号

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

\* 厚告第19号

= 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

※厚告第95号

= 平成27年3月23日厚労省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

\* 居宅条例

= 平成24年10月11日東京都条例第111号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

\* 居宅規則

= 平成24年10月11日東京都規則第141号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

\* 居宅施行要領

= 平成25年3月29日24福保高介第1882号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」



## 整備すべき体制について（福祉系の在宅サービス事業）

### 1 感染症対策の強化（令和6年度から義務化）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

### 2 業務継続に向けた取組の強化（令和6年度から義務化）

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

### 3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（令和6年度から義務化）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

### 4 高齢者虐待防止の推進（令和6年度から義務化）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け  
（運営規程で「虐待防止のための措置に関する事項」を定める）

厚生労働省のホームページにおいても、令和6年度介護報酬改定についてご案内しているページがあります。適宜ご確認ください。

厚生労働省HP内「令和6年度介護報酬改定について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

## (参考) 行政処分等の事例

- 1 令和3年度  
通所介護事業所 指定の一部の効力の停止  
(新規の利用者の受入れ停止9か月間)  
行政処分理由 不正請求、虚偽報告  
不正請求額 約1,300万円  
(介護保険法第77条第1項第6号及び第7号該当)
- 2 令和3年度  
訪問介護事業所 指定取消相当※  
行政処分相当理由 運営基準違反、不正請求  
居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為  
不正請求額 約564万円  
※措置前に廃止  
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第11号該当)

- 3 令和4年度  
訪問介護事業所 指定の全部の効力の停止  
(現在及び新規の利用者の受入れ停止3か月間)  
行政処分理由 人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告  
不正請求額 約170万円  
(介護保険法第77条第1項第5号、第6号及び第7号該当)
- 4 令和5年度  
訪問介護事業所  
監査結果に基づく不正内容 運営基準違反、不正請求、書類提出拒否  
不正請求額 約1,760万円  
※措置前に廃止  
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号該当)